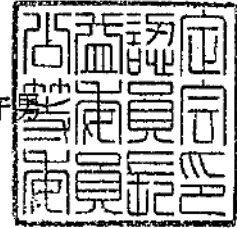




府益第1269号
平成23年12月9日

内閣総理大臣
野田 佳彦 殿

公益認定等委員会
委員長 池田 守



答申書

平成23年12月2日付け府益担第7313号をもって公益認定等委員会に諮問があった件につき、下記のとおり答申します。

記

上記諮問に係る別紙記載の法人については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第117条に規定する認可の基準に適合すると認めるのが相当である。

1. 法人コード：A010369
2. 法人の名称：社団法人国際法協会日本支部
3. 認可を受けた後の法人の名称：一般社団法人国際法協会日本支部
4. 代表者の氏名：柳井 俊二
5. 主たる事務所の所在場所
東京都文京区本郷七丁目3番1号東京大学法学部研究室内
6. 公益目的支出計画の作成の要否：要
7. 旧主務官庁の名称：外務省